

○つがる市立地企業雇用奨励金交付要綱

平成17年2月11日告示第24号

つがる市立地企業雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、企業の立地を促進することにより、産業構造の改善及び市民の雇用機会の増大を図り、市民生活の向上に寄与するため、市内に立地した企業に対し、立地企業雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号。以下同じ。）に規定する産業のうち製造業に属する業種をいう。
- (2) ソフトウェア業 日本標準分類に規定する産業のうちソフトウェア業に属する業種をいう。
- (3) 研究所 日本標準産業分類に規定する産業のうち自然科学研究所又は製造業に係る研究・開発を目的とするものをいう。
- (4) 工場等 製造業、ソフトウェア業又は研究所の用に供される工場、事業所又は研究施設をいう。ただし、製造業に係る工場のうち繊維工業及び衣服その他の繊維製品製造業に係る工場は除く。
- (5) 適用対象工場 次のアからエまでに掲げる要件に該当する工場等で当該要件に該当することにつきあらかじめ市長の認定を受けたもの
 - ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する工場等であること。
 - (ア) 県外にある企業により市内に建設される工場等
 - (イ) 県外にある企業が県内に設立する法人により市内に建設される工場等
 - イ 資本金の額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業の工場等であること。
 - ウ 土地の所有権若しくは使用权の設定を受けて建設され新たに操業を開始する工場等（以下「新設工場等」という。）

の敷地内に建設され、若しくはその新設工場等と隣接する土地の所有権若しくは使用権の設定を受けて建設される工場等又はこれらの工場等に準ずるものとして市長が適当と認めた工場等であること。

エ 公害防止について適正な措置がなされていること。

(6) 地元雇用者 適用対象工場が常時使用する従業員で、次に掲げる者を基準として市長が適当と認めるもの

ア 適用対象工場における勤務を開始する日の前日まで3月以上継続して県内に住所を有していた者

イ 県外の企業において勤務し、又は県外の学校に修学していた者で、当該勤務又は就学を開始する日の前日までに3月以上継続して県内に住所を有していた者

ウ 適用対象工場が継続して3月雇用した者

(7) 高度技術者 地元被雇用者のうち4年制大学又は大学院の理科系学部・学科を卒業又は修了し、技術者として雇用されている者

(8) 一般従業員 地元被雇用者のうち高度技術者を除いた者
(奨励金の交付)

第3条 市は、次に掲げる人数に応じて当該適用対象工場に対して奨励金を交付するものとする。

(1) 高度技術者に係るものについては、その雇用した人数（以下「算定基礎人数A」という。）

(2) 一般従業員に係るものについては、雇用した一般従業員の人数のうち30人を超える部分の人数（以下「算定基礎人数B」という。）

2 既に奨励金の交付を受けた適用対象工場に対して重ねて行う奨励金の交付は、次に掲げる人数に応じて行うものとする。

(1) 高度技術者に係る奨励金については、前回交付した奨励金に係る算定基礎人数Aを超える部分の人数

(2) 一般従業員に係る奨励金については、前回交付した奨励金に係る算定基礎人数Bに30人を加えた人数を超える部分の人数。ただし、高度技術者に係る奨励金と併せて交付するとき、又は既に高度技術者に係る奨励金の交付を受けているときは、高度技術者の人数（前回交付した奨励金に係る算定基礎人数Aと今回重ねて交付する人数を加えた人数）及び前回交付した奨励金に係る算定基礎人数Bに30人を加えた人数を超

える部分の地元被雇用者の人数

(奨励金の額)

第4条 前条に規定する奨励金の額は、高度技術者に係るものについては1人につき5万円、一般従業員に係るものについては5万円とし、別表により算出された額とする。

2 一の適用対象工場に係る奨励金の額は、既に交付した奨励金の額と合算して3,000万円を限度とする。

(申請書等)

第5条 規則第5条の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第5条の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿の写し

(2) 地元被雇用者が第2条第6号のア又はイの規定に該当することを証する住民票の写し又は戸籍の付票の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市は、適用対象工場の操業開始後5年以内に奨励金の交付の申請があつた場合に限り、その奨励金の交付の申請書の受理後40日以内に奨励金の交付の決定を行うものとする。

(奨励金の請求)

第6条 奨励金の請求は、奨励金請求書（様式第2号）により市長に提出して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の柏村立地企業雇用奨励金交付要綱（平成4年柏村要綱第3号）又は稲垣村立地企業雇用奨励事業補助金交付要綱（昭和59年稲垣村要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

別表により算出された額とは、次の1又は2の額とする。

1 初めて奨励金の交付を受ける場合の奨励金額は下記(1)及び(2)の奨励金額の合計

額

(1) 高度技術者に係る奨励金額＝算定基礎人数A×5万円

(2) 一般従業員に係る奨励金額＝算定基礎人数B×5万円

2 重ねて奨励金の交付を受ける場合の奨励金額は下記(1)及び(2)の奨励金額の合計額

(1) 高度技術者に係る奨励金額＝(高度技術者の人数－前回交付した奨励金に係る算定基礎人数A)×5万円

(2) 一般従業員に係る奨励金額＝〔地元被雇用者－((前回交付した奨励金に係る算定基礎人数A＋今回重ねて交付する高度技術者の人数)＋(前回交付した奨励金に係る算定基礎人数B＋30人))〕×5万円

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

つがる市長 様

住 所
申請者 企業名
代表者

㊞

年度立地企業雇用奨励金交付申請書

つがる市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、立地企業雇用奨励金を交付して下さるよう下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付申請額
- 3 奨励金の金額の算出方法
 - (1) これまでの交付済奨励金の金額の算出方法
 - (2) 今回の交付申請額の算出方法
- 4 工場等に関する事項
 - (1) 企業の名称等
 - ア 名称及び所在地
 - イ 資 本 金
 - ウ 従 業 員
 - (2) 工場等の名称等
 - ア 名称及び所在地
 - イ 業 種
 - ウ 操業開始年月日
 - エ 地元被雇用者数
- 5 関係書類

年 月 日

つがる市長 様

申請者 住 所
企業名
代表者 ㊟

奨 励 金 請 求 書

年度立地企業雇用奨励金について、 年 月 日付け 第 号
で交付決定の通知を受けた奨励金を、つがる市立地企業雇用奨励金交付要綱第6条の規
定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 奨励金交付決定額
- 2 奨励金請求書